

古窯館ランドマーク作品設置のための展示施工業務委託
募集要領

1 委託する業務

(1) 業務名

古窯館ランドマーク作品設置のための展示施工業務

(2) 業務の目的

特別展「ホモ・ファーベルの断片一人とものづくりの未来―」（2022年）において出品された川田知志氏の陶壁画（以下、ランドマーク作品）が収蔵品となったことにともない、古窯館に常設展示をするための施工を行う。本事業はリニューアルオープンを控えた当館が当年度の重要な事業として位置づけているものである。

ランドマーク作品を古窯館に魅力的かつ永続的に展示するため、設置場所に即した設計を行い、かつ震災等の災害時においても作品と鑑賞者の安全を最大限確保できる什器を製作し、施工・設置する。

(3) 業務の内容

ア 基本設計及び実施設計

イ 施工・設置

※詳細は「業務委託仕様書」（以下、「仕様書」）のとおり。

(4) スケジュール

令和6年 7月16日（火）公募開始

7月18日（木）質問締め切り（午後3時）

8月5日（月） 企画提案書締切（午後3時）

8月8日（木） 企画提案書の審査にて提案者を選定

8月上旬選定された提案者との協議

8月上旬契約。展示什器及び照明器具の作成開始

8月中旬～10月31日（木） 施工・設置

業務終了後 請求書受理、支払い

(5) 委託金限度額 7,157,150円以内（消費税、地方消費税込み）

2 応募資格要件

応募者は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (3) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 会計局調達課が作成する「入札参加資格者名簿（令和6・7年度）」に記載された者のうち、本業務の相手先として適当な、業務（大分類）「03：役務の提供等」（中分類）「16：その他の業務委託等」（小分類）「99：その他」に登録されている者であること。

3 質問受付

(1) 質問受付期間

令和6年7月16日（火）午後1時から7月18日（木）午後3時まで

(2) 方法及び提出先

件名を「古窯館ランドマーク作品設置のための展示施工業務（質問）」とし、《touji@pref.aichi.lg.jp》まで、質問書を提出すること。なお、質問書の様式は任意とする。

※到達の確実を期するため、電子メール送信後、電話にて送付した旨を連絡すること。

(3) 質問に対する回答方法

質疑内容を令和6年7月22日（月）午後5時までに、電子メールにより送付する。

4 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和6年7月23日(火)から8月5日(月)午後3時まで(必着)

(2) 提出書類

提出書類	注意事項	規格及び制限枚数
ア 企画提案書(表紙)	様式1を使用	A4縦1枚
イ 企画提案書(内容)	参考様式1に準じて記載	A4縦10枚まで
ウ 基本設計図及び実施設計図、 什器設計図		A3横20枚まで
エ 経費見積書	様式2に準じて記載	A4縦2枚まで
オ 社会的価値の実現に資する取 組に関する申告書	様式3を使用	A4縦1枚(両面印刷)

※様式は、愛知県のホームページからダウンロードすること。

(3) 記述する内容等

ア 企画提案書(表紙)

- ・様式1を使用し、誓約事項を確認し、必要事項を記載すること。

イ 企画提案書(内容)

- ・展示什器設計や重視した点
提案した展示什器の設計や重視した点を簡潔にまとめること。
- ・全体の工程表(業務フロー)
展示施工、設置までの工程をまとめること。
- ・本業務の実施体制と役割分担
本業務を実施するための組織体制、人員配置についてできる限り詳細に記載すること。また、本業務を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)を1名配置し、統括責任者以下人員の役割分担をわかりやすく記載すること。
- ・契約実績
令和6年3月までの間に、国、都道府県、市町村が設置する美術館又は博物館が主催する(指定管理者がこれらの委託により管理する施設を含む)における陶壁の展示施工事業を請け負った実績を記載すること。実績が多数に上る場合は、直近5年程度の実績を記載すること。

※企画提案書の記載方法

参考様式1に準じて記載すること。A4縦判・横書き、文字サイズは12ポイント以上とする。必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。

ウ 基本設計図及び実施設計図、什器設計図

A3横判・横書きにて、任意様式にて記載する事。仕様書に基づき、基本設計図及び実施設計図、什器設計図を提案すること。

エ 経費見積書

- ・様式2に準じて記載すること。
- ・単位は円とすること。
- ・別途、積算根拠となる明細の提出を求める場合がある。

オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

- ・様式3を使用し、記載すること。

(4) 企画提案にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1事業者1提案とする。
- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。
- ・資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- ・提出資料に係る個人情報等は当業務の目的に限り利用し、厳重に管理する。
- ・採用された企画提案書の著作権は愛知県陶磁美術館に帰属するものとする。
- ・提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、実際の作成内容は担当者との協議により決定する。

- ・失格又は無効
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 募集要項に違反すると認められる場合

- (5) 提出部数
正本1部、副本6部
- (6) 提出方法
持参又は郵送
- (7) 提出先
〒489-0965 愛知県瀬戸市南山口町234番地
愛知県陶磁美術館 総務課
電話 0561-84-7474 (代表)

5 委託先の選定等

- (1) 選定基準
 - ア 以下の項目について、提出された企画提案書をもとに書面審査を行い、各選定委員の採点を合計し、最高得点案を提出した者を契約の相手方として選定する。
 - (ア) 業務経歴等
 - (イ) 基本設計図及び実施設計図、什器設計図の各案
 - (ウ) 業務履行体制・業務フロー案・経費見積
 - (エ) 社会的取組
 - イ 合計得点が同点となった場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。
- (2) 選定結果の通知
選定委員の採点結果を踏まえて、県が委託先を選定する。選定結果については、全ての応募者に対してメールで通知する。
- (3) 契約
選定した委託先と交渉の上、委託見積限度額の範囲内で契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。
- (4) 審査の非公開
審査の経過等は非公開とし、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

6 契約条件

- (1) 契約形態
企画提案（プロポーザル方式による委託者選定）による随意契約とする。
- (2) 委託金限度額
7,157,150円以内（消費税、地方消費税込み）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、同規則129条の3の規定に該当する場合は全額を免除する。
- (4) 契約期間
契約締結日から令和6年10月31日（木）
- (5) 委託料の支払い条件
業務完了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

7 その他

- (1) 企画提案に関わる一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 企画提案による見積額は、契約時に至って同じ条件の下でその額を超えることを認めない。
- (3) 委託契約金額は、提案内容等を勘案して決定する為、見積額と同じになるとは限らない。
- (4) 業務の円滑な実施の為に、随時、担当者で連絡調整をすること。

8 問い合わせ先

愛知県陶磁美術館 総務課 渋谷、学芸課 入澤

電話：0561-84-7474

FAX：0561-84-4932

E-mail：touji@pref.aichi.lg.jp